

犯罪収益移転防止法に係る申告書（法人用）〈取引時確認・申告のお願い〉

◆お客様と弊社がファイナンス・リース契約を締結するに際して、犯罪収益移転防止法の定めに従い、各種書類の提出および申告をお願いしております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

取引時確認・申告に基づき弊社が知り得た個人情報、法令が要請する目的以外に使用することはありません。

弊社とお取引があるお客様*
 （取引時確認がお済みのお客様）

◎実質的支配者（自然人）に関する申告をお願いします。

* 犯罪収益移転防止法
 における特定取引
 （1回に支払うリース
 料が10万円を超える
 ファイナンスリース）
 に該当し取引時確認
 がお済みのお客様

弊社とはじめてお取引をするお客様
 （取引時確認がお済みでないお客様）

◎「本人特定事項」・「事業内容」の確認をします。
 ◎「取引目的」・「実質的支配者（自然人）」に関する申告をお願いします。

- ①本人特定事項の確認を行います。本人確認書類（登記事項証明書等）の提出をお願いします。
- ②取引を行う目的の申告をお願いします。いずれかにチェックをしてください（国・地方公共団体・上場会社は申告不要です）。
- 業務用の設備・自動車 業務外の設備・自動車
- ③事業内容の確認を行います。登記事項証明書・定款などの提出をお願いします。

チェック →

お客様の実質的支配者（自然人）に関する申告をお願いします（別紙をご参照ください）。

「実質的支配者（自然人）」の氏名・住所・生年月日を記入し、「外国の重要な公的地位にある者等」を確認してください。

氏名	住所	生年月日	お客様との関係	外国の重要な公的地位にある方等
注) 貴社の実質的支配者が国・地方公共団体・上場会社、これらの子会社となる場合は、その名称を記入してください。	注) 貴社の実質的支配者が国・地方公共団体・上場会社、これらの子会社となる場合は所在地を記入してください。	注) 貴社の実質的支配者が国・地方公共団体・上場会社、これらの子会社となる場合は記入不要です。	注) 別紙補足説明資料の該当No. ①～⑥を記入してください	注) 該当する場合は必ずチェックをしてください。
フリガナ				<input type="checkbox"/> 該当する
フリガナ				<input type="checkbox"/> 該当する
フリガナ				<input type="checkbox"/> 該当する
フリガナ				<input type="checkbox"/> 該当する

注) 「該当する」場合は、国名・職名の申告をお願いします。 → 国名 () 職名 ()

また、株主名簿や官公庁発行の法人を代表する権限を有している者を証する書類、法人と取引担当者の追加の本人確認書類が必要です。

注) 「該当する」にチェックがない場合は、「外国の重要な公的地位にある者等」に該当しないものとみなします。

上記のとおり申告します。

申告日 年 月 日

お客様名 (法人名)

申告者氏名 (自署)

犯罪収益移転防止法に係る申告書（法人用）・補足説明資料

- ◆「実質的支配者（自然人）」は、お客様自らが把握して申告します（警察庁回答）。以下の資料を参考としてください。
- ◆「外国の重要な公的地位にある者等」について、弊社ではお客様から申告を受けることとしています。申告にご協力くださいますようお願い申し上げます。

実質的支配者（自然人）

■資本多数決法人（株式会社等）

①議決権総数の1/4を超える議決権を直接または間接に有していると認められる自然人

（その自然人が資本多数決法人の事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合、他の自然人が議決権総数の1/2を超える議決権を直接または間接に有している場合を除きます。）

該当者がいる

「実質的支配者（自然人）」となります*1。

↓ 該当者がいない

②出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

該当者がいる

「実質的支配者（自然人）」となります*1。

↓ 該当者がいない

③資本多数決法人の代表者が「実質的支配者（自然人）」となります。

■資本多数決法人（株式会社等）以外の法人（学校法人、社会福祉法人等の各種法人）

④事業から生ずる収益または当該事業に係る財産の総額の1/4を超える収益の配当または財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人

（その自然人が事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合、他の自然人が事業から生ずる収益もしくは事業に係る財産の総額の1/2を超える収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している場合を除きます。）

該当者がいる

「実質的支配者（自然人）」となります*1。

または

⑤出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

該当者がいる

「実質的支配者（自然人）」となります*1。

④、⑤に該当する者がそれぞれいる場合は、両者を申告する必要があります。

↓ ④・⑤の該当者がいない

⑥法人の代表者が「実質的支配者（自然人）」となります。

*1 「国」、「地方公共団体」、「上場会社」、「国・地方公共団体・上場会社の子会社」が上記の実質的支配者となる場合は、その「名称」・「所在地」を申告します。

外国の重要な公的地位にある者等

■外国において、以下の職に就いている者・過去に就いていた者、これらの者の家族（*2）があてはまります。

- ・元首、わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

*2 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

犯罪収益移転防止法に係る申告書（個人用）〈取引時確認・申告のお願い〉

◆お客様と弊社がファイナンス・リース契約を締結するに際して、犯罪収益移転防止法の定めに従い、各種書類の提出および申告をお願いしております。ご協力くださいますようお願い申し上げます。

取引時確認・申告に基づき弊社が知り得た個人情報、法令が要請する目的以外に使用することはありません。

弊社とお取引があるお客様*
（取引時確認がお済みのお客様）

◎「外国の重要な公的地位にある者等」に関する申告をお願いします。

* 犯罪収益移転防止法
における特定取引
（1回に支払うリース
料が10万円を超え
るファイナンスリース）
に該当し取引時確認
がお済みのお客様

チェック →

チェック →

弊社とはじめてお取引をするお客様
（取引時確認がお済みでないお客様）

◎「本人特定事項」等の確認をします。「取引目的」・「職業」・「外国の重要な公的地位にある者等」に関する申告をお願いします。

①本人特定事項の確認を行います。本人確認書類（運転免許証表裏写等）の提出をお願いします。

②取引を行う目的の申告をお願いします。いずれかにチェックをしてください。

業務用の設備・自動車 業務外の設備・自動車

③職業の申告をお願いします。いずれかにチェックをしてください。

個人事業主／自営業

その他（職業_____）

お客様ご自身が「外国の重要な公的地位にある方等」に 該当する

注）「該当する」場合は、国名・職名の申告をお願いします。 → 国名（_____） 職名（_____）

また、追加の本人確認書類が必要です。

注）「外国の重要な公的地位にある者等」の申告欄にチェックがない場合は、該当しないものとみなします。

外国の重要な公的地位にある者等

■外国において、以下の職に就いている者・過去に就いていた者、これらの者の家族（*）が当てはまります。

- ・元首、わが国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・わが国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・わが国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・わが国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・わが国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

* 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子

上記のとおり申告します。

申告日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お客様名 _____
（屋号等）

申告者氏名 _____ （自署）